

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学通知書・学齢児童生徒異動通知書	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令第4条から7条を根拠として、三田市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒等について、就学すべき学校を指定し、学齢簿を編制するために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日・年齢、4性別、5学歴・学業、6家族状況	
記録範囲	市内に住所を有する満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりに該当する児童生徒及び保護者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ 住民基本台帳 ） 収集の手段 庁内他課から情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	就学先の各学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所経営管理部行政管理室総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input checked="" type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		